

瀬戸市自転車の安全で適正な利用の促進 及び自転車の活用推進に関する条例

～令和3年5月14日に、条例を制定しました～

自転車を利用する方へのお願い

ヘルメットをかぶりましょう

- ・自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットをかぶり、頭を守りましょう。（年齢制限付き購入補助制度有）

自転車を安全に運転しましょう

- ・自転車は車両です。交通ルールを守りましょう。
【自転車安全利用五則】
①自転車は、車道が原則、歩道は例外
②車道は左側を通行
③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
④安全ルールを守る（二人乗り並進の禁止、夜間のライト点灯）
⑤ヘルメットの着用

自転車損害賠償保険に加入しましょう

- ・自転車事故で加害者になってしまったときに備えて、損害賠償保険に加入しましょう。（令和3年10月1日から義務）

自転車の活用について

現在、国において自転車活用推進計画の策定が求められており、様々な自治体が自転車活用推進計画を策定しており、自転車活用推進は、社会的に求められています。また、コロナ禍の感染リスクの低減のほか、体力づくりのために自転車を利用する方が増えています。

市は、本市の実情に応じて自転車の活用施策を推進し、市民の健康の増進を図るため、市民等が安全かつ快適に自転車を利用することができる環境の整備に努めます。

なぜ、条例をつくったのか

市議会が行う市民の皆さんとの意見交換会で、自転車の乗車マナーと安全利用についてご意見をいただきました。これを受け、総務生活委員会において、調査や研究を行い、自転車を安全で安心な乗り物として広く市民に利用していただき、さらに、自転車の活用を促進することを目的として条例をつくりました。

損害賠償保険に加入しましょう！

自転車利用者が交通事故の加害者となり、高額な賠償責任を負う事例が発生しています。もしもの場合に備えて、自転車損害賠償保険に加入しましょう。

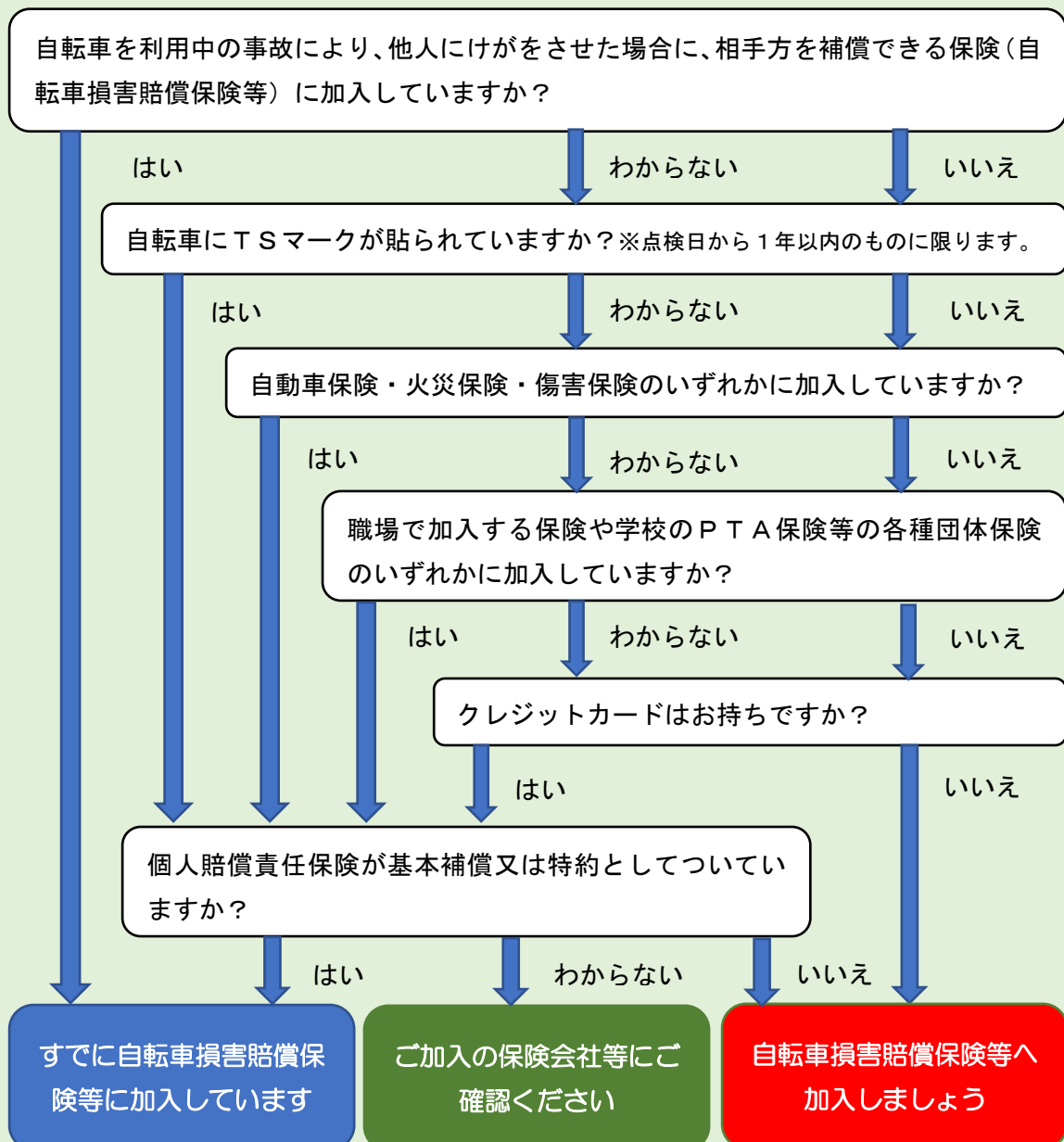
高額賠償事例：約 7,170 万円

男子生徒が自転車で走行中、犬の散歩をしていた成人女性と接触。女性は転倒し頭部を強打。(2017年愛知県)

(出典：名古屋市 HP)

保険に加入しているか確認してみよう！！

自転車事故による損害を補償する保険は、自転車向け保険のほか、自動車保険や火災保険の特約、会社やPTA等の団体保険などがあります。気付かないうちに家族の保険で補償対象となっている場合がありますので、ご本人とご家族の加入状況を確認しましょう。



【問い合わせ先】 条例について 瀬戸市議会事務局 TEL:88-2740
制度について 生活安全課 TEL:88-2601